

令和8年度次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）
「京都府立医科大学 Medical Innovation フェローシップ」実施要領

「京都府立医科大学 Medical Innovation フェローシップ」は、科学技術振興機構（JST）次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）に採択された研究力向上に資する博士課程大学院生の支援を目的とした事業であり、博士課程学生に対する経済的支援（研究専念支援金）及びキャリアパス支援・育成プログラム等を通し、イノベーション創出に資する研究人材育成を目指す。特に、本学の大学理念^{※1)}及びビジョン^{※2)}に基づき、最先端医学の推進と社会課題の解決を目指す高い将来性を有する博士課程学生を支援し、イノベーション創出に資する有為な医学研究人材の育成・輩出を目的とする。

なお、令和9年度から SPRING 事業の制度変更及び再公募が行われるため、令和8年度は過渡的な対応として令和9年度以降の新制度を先行して導入し、新たに設置する支援対象の区分等に基づく募集を行う。（令和7年度までに本事業の支援対象として選定されている学生においては支援内容等の変更は行わない。）

※1）大学理念：「世界トップレベルの医学を地域へ」

※2）大学ビジョン：「医学分野で世界に伍する研究大学」「全てのステークホルダーの期待に応える地域の拠点大学」

1 事業の目的

- ・博士課程学生による越境的・融合的な研究への挑戦を支援
- ・生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備
- ・優秀な博士課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる研究人材に導く

2 募集区分

応募者の要件

医学医療の分野でのイノベーション創出および研究人材としてのキャリアパスに意欲があり、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する、令和8年度の大学院医学研究科博士課程に在学する学生

各区分における支援内容（概要） →詳細は下記(1)～(3)参照

支援区分	支援対象者	1学年あたりの枠数	研究専念支援金	研究費
区分1	日本人学生等	5	○	○
区分2	外国人留学生等	1	×	○
区分3	社会人学生等 (本学は北部キャンパス地域医学コース在籍者)	1	×	○

※研究専念支援金及び研究費以外には、キャリア開発・育成コンテンツとして英語力支援プログラムの提供やインターンシップ参加経費等の支援を予定

(1) 区分1（日本人学生）

① 支援対象者の要件

令和8年度の大学院医学研究科博士課程第1学年に在学し、日本国籍を有する学生
（所得制限については下記3参照）

② 募集人数

第1学年 5人

③ 支給額

- ・ 1人当たり年額250万円（うち研究専念支援金として年額240万円）
- ・ 研究専念支援金は、月20万円（年額240万円）を支給
- ・ 年額10万円は、研究費として、支給対象者毎に研究に直接必要な経費に充て、大学で管理

(2) 区分2（外国人留学生）

① 支援対象者の要件

令和8年度の大学院医学研究科博士課程第1学年に在学する外国人留学生
（所得制限無し）

② 募集人数

第1学年 1人

③ 支給額

- ・ 研究費として年額20万円を支給。支給対象者毎に研究に直接必要な経費に充て、大学で管理

(3) 区分3（社会人学生）

① 支援対象者の要件

令和8年度の大学院医学研究科博士課程北部キャンパス地域医学コースに在学し、北部地域の医療機関において常勤で勤務する学生（所得制限無し）

当支援が本学の目指す『地域』と『医療』にフォーカスしたイノベーション創出に繋がるよう、本学においては区分3（社会人学生）の対象者は府北部地域の医療現場で活躍する学生であることを要件とするもの。

② 募集人数 ※区分3のみ第1学年以外の学年からの募集を受け付ける

第1学年 1人

第2学年 1人

第3学年 1人

③ 支給額

- ・ 研究費として年額20万円を支給。支給対象者毎に研究に直接必要な経費に充て、大学で管理

3 所得制限の考え方（区分1関連）

- ・ 所得制限により、病院や企業等において常勤で勤務する社会人、国費による支援を受けている学生（独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている学生）については対象外

- ・ 所得制限の考え方については下記の科学技術振興機構 Q&A に基づき、本学で決定する。

* 所得制限の考え方について（科学技術振興機構 Q & A より）

安定的・固定的な収入に該当しない、いわゆるアルバイト収入（典型的には RA/TA 業務によるもの）については、その額を問わず、支援の対象となります。他方、アルバイトのような臨時的・不安定な収入とは言い難い、例えば明確なポストと期間を定めて雇用契約を締結しているようなケースについては、支援できない場合もあるため個別に判断します（なお、後者の場合であっても、年間 240 万円未満の場合は支援対象として差し支えありませんので、ご注意ください）。なお、以上の収入要件とは別に、各大学における研究活動の実態等に照らし、博士課程学生としての研究や本事業におけるキャリア開発・育成コンテンツの取組に専念できない程度にエフォートが割かれると判断される場合には、アルバイトか安定的な仕事であるかを問わず、そもそも認められないこととなります。

4 支給期間

4年間(第1学年から第4学年)

ただし令和8年度第2学年学生については第2学年から第4学年の3年間、

令和8年度第3学年学生については第3学年から第4学年の2年間

5 申請手続

2に定める区分ごとの要件を満たし、フェローシップの受給を希望する者は、所属長の推薦書とともに学長に申請書を提出

6 支給対象者の選考

支給対象者の選考と定期的な評価を行うため、SPRING 選抜委員会（以下「選抜委員会」という。）及びプログラム推進評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。選抜委員会は書面及び面接により、研究遂行能力と将来性に加え、医学医療分野でのイノベーション創出や研究人材としてのキャリアパスの開拓への意欲を評価し、区分1においては経済的状況も加味して支給対象者を決定する。

7 支給対象者の義務

- (1) 選抜委員会への研究進捗状況の報告
- (2) 京都府立医科大学産学公連携機構 K-MICS における人材育成事業「覚生塾」への参加
- (3) 京都4大学連携研究発表会等を含む評価委員会が指定する大学間連携イベント等での研究発表
- (4) 大学と企業の研究者交流の場として評価委員会が指定する研究交流会等での研究発表
- (5) 月報の作成、提出

8 日程等

- 申請期間 令和8年4月6日(月)～4月17日(金)
- 提出先 教育支援課大学院係
- 審査期間 4月下旬～5月下旬
- 支給開始 6月(予定)

9 裁量研究費

令和8年度から裁量研究費を新設する。前年度に優れた成果(学会発表や論文掲載等)を挙げた学生に対して一人あたり上限20万円を追加支給することとし、支給対象者は本事業支援対象者の中から募集を行った上で選考委員会の選考により4名程度を選定する。

なお、裁量研究費に係る詳細については、今年度の新規支援対象者選定後に全支援対象者あてに連絡する。

10 備考

令和9年度以降の本事業の継続及び募集人数や支援内容について現時点では未定であり、また、今年度の支援決定者においても運用に変更が生じる可能性があるため留意すること。

なお、令和9年度以降の公募において本学が改めて採択された場合には、本学HP上で公表する。

<問い合わせ・連絡先>

教育支援課 大学院係 (内線 5380)

E-mail: gkyoumu@koto.kpu-m.ac.jp